

東京都市計画道路

補助線街路第90号線
幹線街路環状第4号線

事業概要及び測量説明会

ダイジェスト版

東京都第六建設事務所

事業の進め方

事業概要及び測量説明会

現況測量の実施

用地測量説明会

用地測量の実施

都市計画事業の認可

用地説明会

用地の取得・補償等

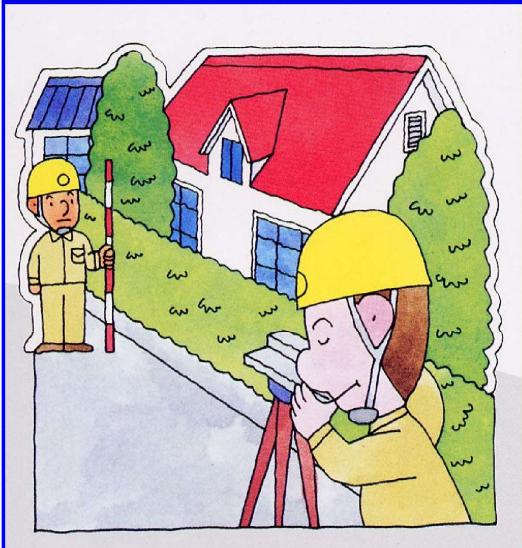
工事のお知らせ

工事の実施

都市計画道路の完成

平成32年度(2020年度) 完成目標

現況測量とは・・・



- ① 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す現況平面図を作成します。
 - ② できあがった図面に都市計画道路の計画線を書き入れて、位置を明らかにします。
 - ③ 都市計画線の幅や都市計画道路の中心を現地に標示するために、杭または鉛を設置します。
- ※ 作業に入る前には、「測量作業のお知らせのチラシ」を郵便ポストなどにお配りし、お知らせしてから、測量作業を開始する予定です。

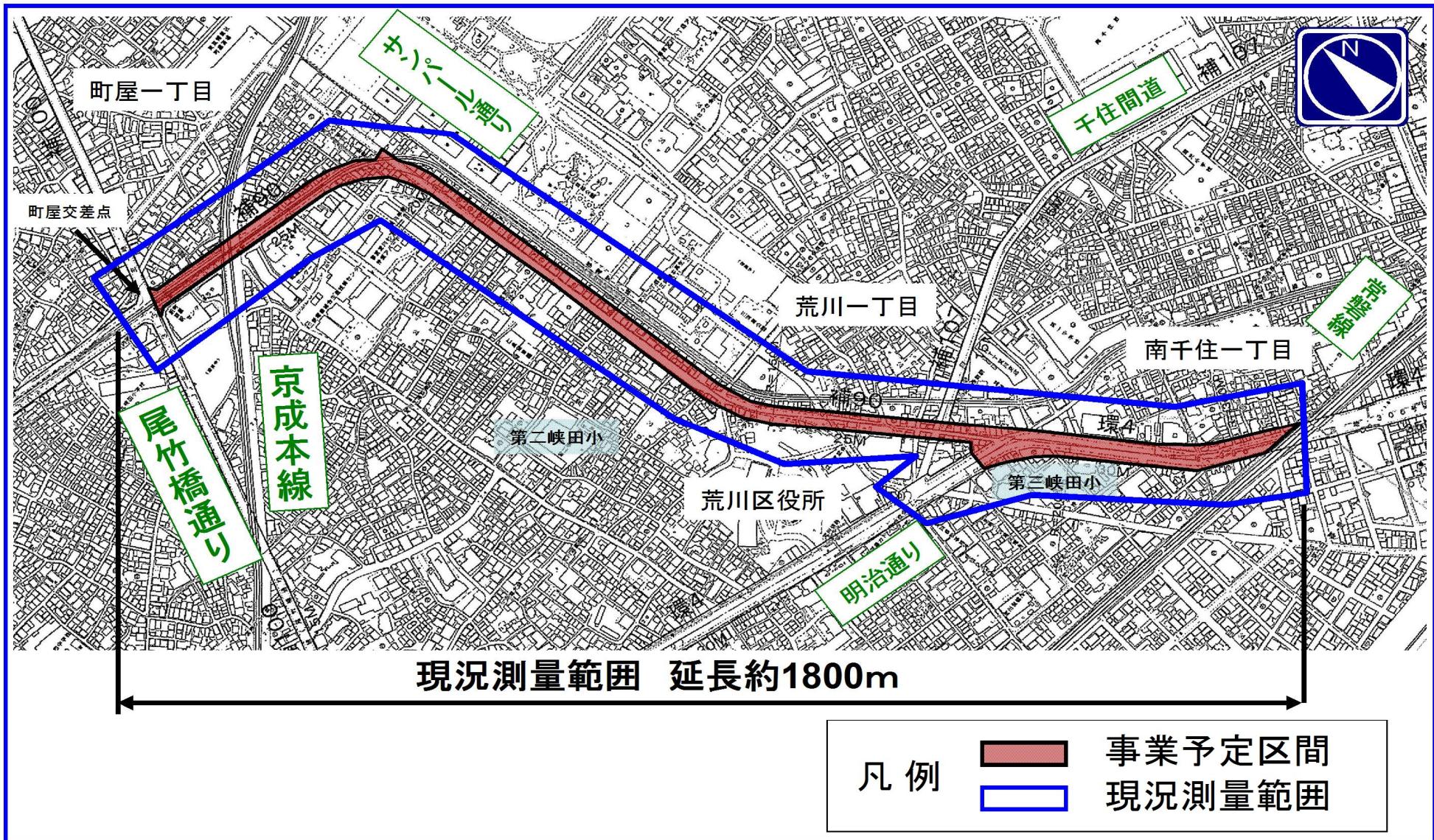
身分証明書、腕章（見本）

身分証明書		第 号			
氏名					
勤務先	昭和	年	月	日	生
住所	上記の者は東京都施行の下記委託に従事する者であることを証明する。				
記					
1. 件 名					
2. 委託場所					
3. 委託期間	自	平成	年	月	日
	至	平成	年	月	日
平成	年	月	日		
東京都第六建設事務所長					
公印					



現況測量の範囲図

— 3 —



この道路整備についてのご質問、お問い合わせは、
下記の連絡先までお願ひいたします。

東京都第六建設事務所

道路整備全般に関しては

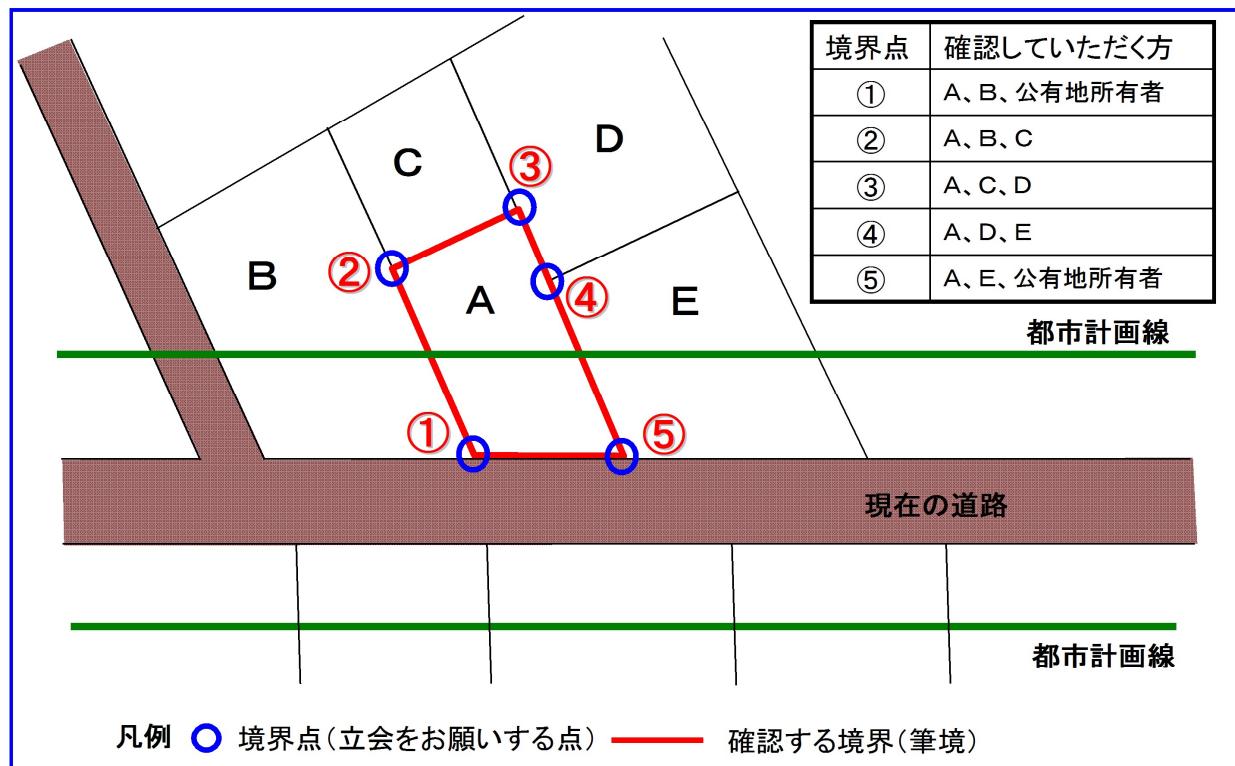
工事課工務係 TEL03(3882)1408

測量に関しては

工事課木密測量担当係 TEL03(3882)1485

**午前9時から午後5時30分まで
(土曜、日曜、祝日は除きます)**

境界立会確認の例

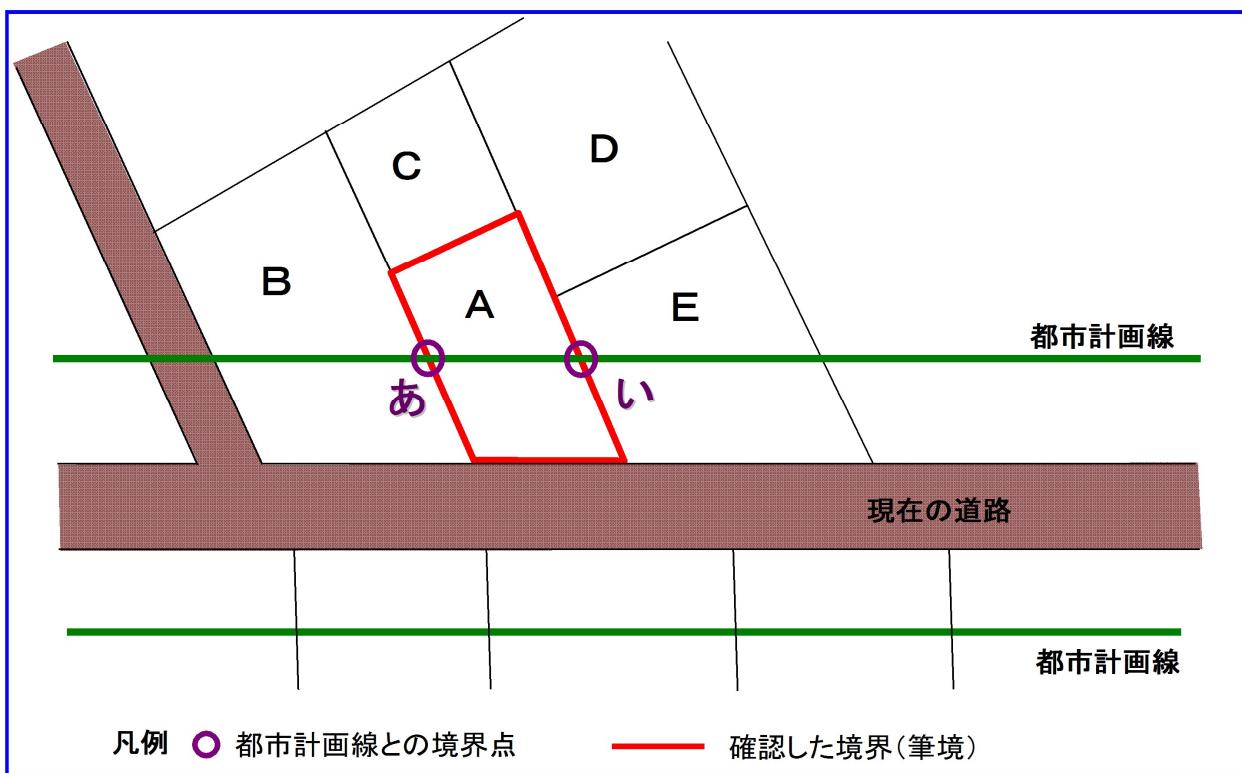


図の説明：Aの土地を確認するにあたって、Aの土地と隣接する土地との境界点確認が必要になります。Aの土地のまわりに付けた、①から⑤の番号の青い丸の境界点を確認することとなります。

Aの土地の権利者様と隣接する、まわりの土地、左側からB、C、D、E、これらの土地の権利者様にも立会いをお願いすることになります。

CとDの土地の権利者様は、都市計画線に掛かっていませんが、Aの方の土地の範囲を確認するため、境界確認のご協力をお願いすることになります。

都市計画線の標示



図の説明：Aの土地を通っている緑色の都市計画線と、A、Bの土地との境界線の交点に、ひらがな文字の「あ」が付いた紫色の丸の点、同じく、A、Eの土地との境界線の交点に、ひらがな文字の「い」がついた紫色の丸の点がございます。この紫色の丸の境界点は、都市計画線の内側と都市計画線の外側、つまり、将来、道路になる土地と、皆様の土地との境界点ということになります。

この境界点を、現地に標示いたします。その際、A、B、Eの土地の権利者様のご了解をいただいたうえで、金属鉢や、プラスチック杭等の表示物、また、既存の塀の上に位置する場合などは、刻印や、ペンキ等の表示をさせていただきたいと思います。